# 農地マネジメントを実現する農業基盤整備の推進

【担当省庁】農林水産省

# 奈良県における取り組み

○ バランスのとれた土地利用を推進するため、農業を集中して推進する地域を**特定 農業振興ゾーン**として設定し、担い手への農地集積と高収益作物の導入を計画

特定農業振興ゾーンでは、中間管理機構と連携し、担い手・生産対策にあった基盤整備に取り組む

- ・大和平野の条里制(10a区画)を活かした区画拡大 畦畔撤去程度の簡易な区画整備 1 h a (条里)単位を2~3区画に整備
- ・高収益作物導入に向けた畑地化 水田の畑利用のため、暗渠排水等による排水改良 年間を通じ畑用水確保のため、パイプライン化や取水施設の改良



畦畔撤去







穴あきチューブによるかん水

○ 国営事業で整備いただいた**大和高原北部地区(茶)、大和高原南部地区(ソ バ、大和野菜)、五条吉野地区(柿)**はリーディング品目産地として**奈良県**農 業をけん引してきたところ

しかしながら、各地区で施設設置後20年以上経過しており、<u>安定的な畑かん</u> 用水供給に支障をきたしている状況



ハウス柿の栽培(五条吉野地区)



大和マナ(大和高原南部)

### (1) 水田の区画拡大及び畑地化整備のための制度拡充

#### 農地耕作条件改善事業の活用

- 区画整理と水利施設整備を併せて実施することも可能に
- ・受益面積要件がなく小規模地域で実施可能

## 農地耕作条件改善事業の制度緩和

■農地中間管理機構を活用した集積推進費の農家負担の軽減

現行: 5% → 12.5%

■農業水利施設等を整備する場合の担い手への集積条件 全てを担い手に集積することが要件となっているが、中間管理権を設定する 場合と同様、50%以上の集積でも可能とするよう要件を緩和

<u>現行:全て → 50%程度</u>

■県営事業における換地面積要件の緩和

現行: 20ha → 事業実施面積

## (2) リーディング品目生産を支える農地開発地区での 農業水利施設の更新対策

- ■畑地かんがい用水を供給する貯水池・ポンプ等を更新するための長寿命化対策 予算の確保 【大和高原南部地区】
- ■柿の生産に欠かせない畑地かんがい用水を供給するための水源施設(一の木 ダム)の管理機器等を国営施設応急対策事業による更新整備【五条吉野地区】



貯水池の老朽化(大和高原南部)



一の木ダム管理機器(五條吉野)